

第3 募集情報等提供事業を行う者に対する指導及び監督

1 概要

募集情報等提供事業の適正な運営を確保し、労働力需給の適正かつ円滑な調整を図るとともに、労働者になろうとする者の職業選択に資するため、労働者になろうとする者からの相談に対する適切な対応や、募集情報等提供事業を行う者に対する募集情報等提供事業に関する制度の周知徹底、指導、助言を通じて、これらの制度に関係する法令及び指針の遵守を促すとともに、これらが遵守されていない事案を把握した場合には、所要の指導、助言を行うこととする。

2 募集情報等提供事業を行う者への周知徹底

募集情報等提供事業の適正な運営と労働者になろうとする者の保護を図るためには、募集情報等提供事業に関する制度の正しい理解が必要不可欠であることから、募集情報等提供事業を行う者に対するリーフレット等の作成・配布、募集情報等提供事業に関する制度についての説明会の開催、都道府県労働局及び公共職業安定所内の適当な場所への掲示、募集情報等提供事業を行う者に対する集団指導の実施その他の啓発を本省及び都道府県労働局のすべてにおいて積極的に行うこととする。

3 指導及び助言

(1) 概要

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、募集情報等提供事業を行う者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。(法第48条の2)

(2) 権限の委任

指導及び助言に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 報告

(1) 概要

行政庁は、この法律の施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、募集情報等提供事業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。(法第50条第1項)

(2) 意義

イ 当該報告は、違法行為の行われている恐れのある場合等必要がある場合について、必要な事項を報告させるものである。

ロ 「必要な事項」とは、募集情報等提供事業の運営に関する事項及び労働者の就職に

関する事項であり、具体的には、例えば、個々の労働者の就業条件、就業期間における具体的就業の状況等である。

(3) 報告の徴収手続

必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び理由を書面により通知するものとする（則第 33 条）。

(4) 権限の委任

指導及び助言に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(5) 違反の場合の効果

この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 66 条第 7 号に該当し 30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。

年齢制限求人に係る情報提供

平成 年 月 日

() 公共職業安定所長 殿

(募集情報等提供事業を行う者の氏名又は名称)

当社の取扱いに係る労働者の募集に関する情報の提供の依頼について、下記のとおり、雇用対策法(昭和41年法律第132号)第10条又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第20条第1項違反と思われる事案がありましたので、情報提供いたします。

記

1 違反と思われる事業主の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称：(記載例) ○○社○○事業所
連絡先(住所又は所在地、電話番号等)：

2 事案の概要(違反する法律の条項、求人の職種、年齢制限の内容及び理由、委託の申込みの日付等)

(記載例)

平成○○年○○月○○日に申込みのあった○○の職種の募集に係る募集情報の内容について、○○歳以下という条件が付されているが、これは雇用対策法施行規則第1条の3第1項各号に該当しないものと考えられる。

3 処理の状況(当社からの働きかけの内容、募集の委託の状況等)

(記載例)

当社において年齢制限の是正を働きかけたものの、これに応じなかった為に募集情報の提供を行わなかった。

4 その他特記事項